



第21号様式(第39条関係)

許可一廃第18号

一般廃棄物収集・運搬業許可証

住 所 町田市木曾東一丁目34番6号

氏 名 (株)三凌商事

**NO COPY**  
稻城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成4年稲城市条例第32号)第52条  
第1項の規定により、一般廃棄物収集・運搬業について、下記のとおり許可する。  
**再複写無効**

平成28年7月14日

稲城市長 高橋 勝浩 印

記



- 1 業者番号 18
- 2 許可の有効期間 平成28年7月20日から平成30年7月19日
- 3 事業の範囲  
(1) 一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物  
(2) 収集区域 稲城市内
- 4 許可の条件  
①廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに、稲城市廃棄物の処理  
及び再利用の促進に関する条例を厳守し、且つ市長の指示に従うこと。  
②廃棄物の運搬は、許可申請に登録した車両のみとする。  
③資源物の中間処理及び最終処分に関しては貴社施設、または、貴  
社契約施設で対応すること。  
④収集契約を締結した際、顧客リストを提出すること。  
⑤収集契約締結事業所別排出量報告書を毎月提出すること。  
⑥貴事業所で請け負った廃棄物は、貴事業所が責任をもって収集、  
運搬、処分を行うこと。  
⑦稲城市内で収集する一般廃棄物に限る。  
⑧上記の許可条件に違反した場合、許可を取り消す。

備考

- この許可について不服がある方は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、稲城市長に対し審査請求をすることができます。
- この許可については、上記1の審査請求のほか、稲城市を被告として（訴訟において稲城市を代表する者は稲城市長となります。）、許可の取消しの訴えを提起することができます。期日は、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内です。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。
- 上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや許可の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや許可の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。